

# V 諸 規 程

# 組合立静岡県中部看護専門学校<sup>（仮称）</sup>の設置、管理及び授業料等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の設置、管理及び授業料等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく看護師の資格を得るのに必要な知識及び技術を修得させるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第126条第2項の規定による専門学校及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386条）第11条の規定による看護師養成所としての学校を設置する。

（名称及び位置）

第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
組合立静岡県中部看護専門学校	焼津市東小川一丁目6番地の9

（入学検定料）

第4条 学校の入学試験を受けようとする者は、入学願書に添えて入学検定料として6,000円を納付しなければならない。

（授業料）

第5条 学校の学生は、授業料として年額144,000円を各年度の前期及び後期の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学し、又は所定の手続きを経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。

2 前期及び後期の授業料の納付額及び納付期間は、次のとおりとする。

学期	納 付 額	納 付 期 間
前期	年額の2分の1に相当する額	4月20日から同月末日まで
後期	年額の2分の1に相当する額	10月20日から同月末日まで

- 3 学期の中途において退学し、又は休学した者は、当該学期の授業料を納付しなければならない。
- 4 前期又は後期の全期間にわたる休学の手続きを経た者が、当該学期の中途において復学した場合は、復学の日から月割額によって算定した額の授業料を管理者が別に指定する日までに納付しなければならない。

(授業料の減免等)

第6条 管理者は、特別の理由があると認めた者に対し、授業料を減免し、又は納付を猶予することができる。

(入学検定料及び授業料の不還付)

第7条 既納の入学検定料及び授業料は、還付しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、平成12年度の入学生から適用し、この条例の施行の前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）以後に入学する者に係る授業料の額について適用し、施行日の前日に在学し、施行日以後引き続き在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

# 組合立静岡県中部看護専門学校<sup>の</sup>設置、管理及び 授業料等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の設置、管理及び授業料等に関する条例（平成元年組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員)

第2条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

(入学資格)

第3条 学校に入学することができる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第4条 入学は、学科試験、面接及び健康診査の結果並びに出願書類により、校長が許可する。

(授業料の減免等)

第5条 条例第6条の規定により、授業料の減免又は納付の猶予を受けようとする者は、授業料減免（納付猶予）申請書（第1号様式）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合、特別の理由があると認めた者に対し、授業料減免（納付猶予）通知書（第2号様式）を交付する。

(委任)

第6条 学校の運営に関し必要な事項は、この規則及び管理者が別に定めるものを除くほか校長が定める。

附 則

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定にかかわらず、総定員は、平成11年4月から平成13年3月までの間は、次の表に定めるところによるものとする。

期 間	平成11年4月から 平成12年3月まで	平成12年4月から 平成13年3月まで
総定員	140人	130人

# 校舎等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の校舎及び付属施設など（以下「校舎等」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(各室管理者)

第2条 校長は、職員のうちから各室管理者を指名する。

2 各室管理者は、校長の指示を受けて火災予防及び盗難防止等各室の維持管理を行う。

(校舎等の開閉)

第3条 校舎等の開扉時間は、休業日を除き平日は8時30分から17時30分までとする。ただし、必要のある場合は、平日は8時30分から19時までとすることができる。

2 校長は、前項の規定のほか必要があると認めるときは、校舎等の開扉時間を変更することができる。

(使用者の範囲)

第4条 校舎等を使用できる者は、学校の職員、学生及び校長が特に必要と認めた者とする。

(学生の校舎等の利用)

第5条 学生は、学則に定める休学日以外の日で、授業及び学校行事等のため使用している場合を除き、時間内（8時30分から17時30分）は、自由に利用することができる。

(使用許可申請)

第6条 学生は、17時30分以降延長し校舎等を使用しようとする場合は、平日は17時までに校舎等使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(使用許可)

第7条 校長は、前条の申請書が提出された場合、学校管理上必要な条件を付して校舎等使用許可書（第2号様式）を交付する。ただし、学校の教育目的

及び用途に妨げがあると認められるときは許可しないものとする。

(使用者の義務)

第8条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、校舎等の使用に際して、前条により付された許可条件に従わなければならない。

(許可の取り消し及び使用の中止)

第9条 校長は、前条の規定に違反したときは、許可の取り消し又は使用の中止をさせることができる。

(使用後の届出)

第10条 使用者が校舎等の使用を終わり、又は使用を中止したときは、すみやかに使用した施設を原状に復しその旨を届け出なければならない。

(使用者の損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により使用を許可された施設及び備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(掲示)

第12条 校舎等にポスターその他広告類を掲げようとする者は、あらかじめ掲示物を呈示のうえ掲示等許可申請書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申請書が提出された場合、学校管理上必要な条件を付して掲示等許可書(第4号様式)を交付する。

3 掲示物等で、次の各号に掲げるものは許可しないものとする。

(1) 学校の秩序を乱すおそれがあると認められるもの。

(2) その他教育上適当でないと思われるもの。

4 掲示等は、学校指定の場所において行わなければならない。

5 掲示期間の経過したものは、責任者において直ちに撤去しなければならない。

6 各項の規定に違反する掲示物は撤去処置する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、校舎等の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。



# 図書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の図書及びその他の視聴覚資料（以下「図書等」という。）の管理並びに図書室の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書及び図書室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校の学生
- (2) 学校の職員
- (3) 学校の非常勤講師
- (4) その他校長の許可を受けた者

(休室日及び開室時間)

第3条 図書室の休室日及び開室時間は、次の各号に掲げるとおりとする。  
ただし、校長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 図書室の休室日

- ① 学則に定める休業日（ただし、春季、夏季及び冬季休業日の一部期間を除く。）
- ② 学校行事及びその準備に充てる日
- ③ 校長が別に定める日

(2) 図書室の開室時間

- ① 8時30分から17時30分（学習スペース）  
16時45分から17時30分（書架スペース）
- ② 校長が別に定める時間

(3) 図書室の延長利用等

前号に定める開室時間以外は「校舎等使用許可申請書」により許可を得て利用することができる。

(蔵書点検)

第4条 蔵書点検を夏季休暇前に3年生、冬季休暇前に2年生、春季休暇前に1年生が職員と共に行う。

(図書委員・図書当番)

第5条 図書委員は、図書等の管理及び図書室の利用に際して、各学年の取りまとめを行い、図書当番は、原則書架スペース開放時間中は図書室に在中し、書架の整理及び本の貸し出し、返却の手続きを行う。

(室内閲覧)

第6条 第2条の規定に該当する者は、図書室内で図書等の閲覧及び学習ができるものとする。

2 図書室では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 不用な携帯品を持ち込まないこと。荷物は所定の場所に置くこと。
- (4) 協議その他会合をしないこと。
- (5) その他閲覧者の妨害になるような行為をしないこと。

3 前項の規定を守らない者には、退室を求めることがある。

4 閲覧を終えたときは、図書等を速やかに、かつ、正確に返納しなければならない。

(室外貸出及び返却)

第7条 図書を室外貸出及び返却するときは、図書システムによる手続きを経なければならない。

2 室外貸出できる冊数は3冊までとし、期間は2週間以内とする。(ただし、実習期間中に限り、4週間以内とする。)

(貸出禁止の図書等)

第8条 次の各号に掲げる図書等は、貸出することはできない。

- (1) 辞書、事典等の参考図書
  - (2) 定期刊行物(雑誌類)
  - (3) 視聴覚資料
  - (4) その他「禁帯出」ラベルの表示のある図書
- (複写)

第9条 利用者は、学術研究又は学習を目的とし、かつ、著作権法に違反しない場合に限り、図書等の複写を行うことができる。

(損害賠償)

第10条 利用者が図書等を汚損又は紛失したときは、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(利用の停止等)

第11条 この規程に違反した者には、利用を停止又は禁止することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書等の管理及び図書室の利用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

# 単位取得規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校学則、細則に定めるほか、単位取得について必要な事項を定める。

(単位取得試験の種類)

第2条 単位取得試験の種類は、学科試験と実習評価とする。

(単位取得試験の方法)

第3条 試験の方法は、筆記、レポート、論文、実技・実習等による。

(学科試験)

第4条 学科試験は定期試験と随時試験とし、学則第19条に定める科目を必修科目として履修しなければならない。

- 2 定期試験は学期末に行い、随時試験は校長の定める期日に行う。
- 3 学科試験の採点は各科目100点満点とし、60点以上を合格点とする。
- 4 学科試験の受験者は、その科目の3分の2以上の出席者とする。
- 5 1つの科目について2つ以上の試験が行われるときには、それぞれの成績を科目で定められた点数評価をもって当該学科目の成績点数とする。
- 6 試験は1科目45分を基本とする。
- 7 学科試験の評定は80点以上を優、70～79点を良、60～69点を可、60点未満を不可とする。

(学科試験の実施)

第5条 前条の試験は、次により実施する。

- (1) 試験中の退室は、原則として認めない。
- (2) 試験中は、筆記用具(原則として黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴムのみ)以外は机の上に置かない。またバッグ等の荷物は、後ろのロッカーの上等に片付け、机の中も空とする。携帯電話の電源は切り、バッグの中に入れ、教室の後ろに片付けておく。
- (3) 試験前に、試験を受ける机に落書き等のないことを確認する。

(実習評価)

第6条 実習評価を受ける資格は、その実習の3分の2以上の出席者とする。

- 2 実習評価は100点満点とし、60点以上を合格点とする。
- 3 実習評定は80点以上を優、70～79点を良、60～69点を可、60点未満を不可とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由と校長が認めた場合に限り、願い出により補習実習を受けることができる。補習対象者は以下のとおりである。
  - (1) 診断書の提示があり、3分の2以上の出席に満たない者。
  - (2) 特別欠席を承認され、3分の2以上の出席に満たない者。
  - (3) その他校長がやむを得ない理由と認めた場合(災害、親族の不幸等)で、3分の2以上の出席に満たない者。
- 5 補習が複数になった場合、補習できないことがある。
- 6 実習は、他の科目の進度や習熟度に合わせて構成されているため、評価が不可の場合、次の段階の実習に進むことができない場合がある。  
(不正行為の禁止)

第7条 受験及び実習記録作成に際しては、一切の不正行為を厳禁する。

- 2 この規程において不正行為とは、不正な手段によって試験・評価を受け、また受けさせる行為をいい、以下に記す事象等を不正行為とみなす。
  - (1) 他人に受験させる、または受験を依頼すること。
  - (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録・資料等(携帯も同様)をみること。(ただし、資料等持ち込み可の場合は別)
  - (3) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録・資料等(携帯も同様)をみせること。(ただし、資料等持ち込み可の場合は別)
  - (4) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと。
  - (5) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること。
  - (6) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやり取りすること。
  - (7) 試験がレポート、論文により行われる場合、また実習時の記録物は、他人の文章(他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等)を自分が作成したものと偽り、また出典を明示せずに提出すること。
  - (8) その他、不正行為を疑われる行動がみられる場合も不正行為とみなす。  
(不正行為者に対する措置)

第8条 不正行為者に対しては、当該科目および実習評価を失格（未履修）とする。また学科試験においては、それ以前に実施済みの科目も失格（未履修）とする場合がある。

2 悪質と判断される不正行為者は、学則第30条、細則18条の規定により懲戒されることがある。

（追試験）

第9条 学科試験を次のいずれか一つに該当する事由により欠席し特別欠席が承認された者は、受験願の手続きを行い追試験を受けることができる。特別欠席の該当事由は細則17条を参照する。

2 追試験の成績評定は、当該追試験の成績点数に10分の9を乗じて得た点数（小数点以下切捨て）により行う。

3 追試験を受ける者は、当日試験監督者に承認された受験許可証を提示しなければならない。

（再試験）

第10条 学科試験が合格点に満たない者は、受験手続きを行い再試験を受けることができる。

2 再試験の成績評定は、当該再試験の点数が60点以上である者をすべて「可」と評定し、これ未満の者は「不可」評定となる。

3 再試験を受ける者は、当日試験監督者に承認された受験許可証を提示しなければならない。

本規程に関しては、「学生便覧」の「Ⅲ履修の手引き」の「5. 成績・試験」並びに「6. 実習要領」参照。その他、詳細は「講義要綱」並びに「実習要項」参照。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 健康管理規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校の学生の健康管理に関し必要な事項を定め、学生の健康保持を図るとともに、本人の健康及び患者や他の医療従事者や他の学生への二次的感染拡大の防止を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 前条の目的を達成するため、健康管理医及び健康管理担当者を置く。

2 健康管理医は、校長が委嘱する。

3 健康管理担当者及び感染予防対策担当者は、看護教員を充てる。

(健康管理医及び健康管理担当者の職務)

第3条 健康管理医は、校長の命を受けて学生の健康診断を行なう。

2 健康管理担当者及び感染予防対策担当者は、学生の健康上の問題の相談及び指導にあたる。

(学生の責務)

第4条 学生は、保健医療従事者に準ずる者の責務として、各自が日頃から健康状態に気をつけ、睡眠や食生活には十分留意し、心身を良好な状態に保持するよう心がけなければならない。

2 学生は、感染予防対策に努めなければならない。

3 学生は、健康に異常があるときには、すみやかに健康管理担当者の看護教員に連絡をしなければならない。

4 学生は、授業または実習中に具合が悪くなったときは、看護教員に申し出て、その指示を受けなければならない。

(健康診断)

第5条 第3条第1項及び学則第31条に定める健康診断は定期健康診断及び臨時検査とする。

2 定期健康診断は、春1回実施し、検査項目は次の各号に掲げる項目とする。

(1) 胸部X線間接撮影

(2) 血液検査(肝機能・腎機能・血液成分)

(3) 検尿（蛋白・糖・ウロビリノーゲン・ケトン体・潜血）

(4) 一般計測（身長・体重・視力）

(5) 血圧測定

(6) その他校長又は健康管理医が必要と認める項目

3 臨時検査は、校長が必要と認めたときに実施し、検査項目は次の各号に掲げる項目とする。

(1) 腸内細菌検査（該当施設の実習時に実施）

(2) その他校長又は健康管理医が必要と認める項目

4 健康診断の結果、要注意又は要受診の判定を受けた者は、速やかに受診しその結果を健康管理担当者に報告しなければならない。

5 健康診断の費用は公費負担とし、その結果にかかる費用は自己負担とする。（感染予防対策）

第6条 感染予防対策は、抗体価検査の実施と予防の奨励とする。

2 抗体価検査は次の各号に掲げる項目とし、入学時に実施するよう奨励することができる。

(1) 流行性耳下腺炎

(2) 麻疹

(3) 風疹

(4) 水痘

(5) 百日咳

(6) HB<sub>s</sub>抗原・抗体

(7) 梅毒

(8) ツベルクリン反応

(9) その他

3 予防の奨励は、次の各号に掲げる項目とし、校長が必要と認めたときに学生に対し奨励することができる。

(1) 前項(1)から(4)の抗体価検査の結果、基準に満たなかったものの予防接種

(2) インフルエンザの予防接種

(3) その他（腸内細菌検査・インフルエンザウィルス検査）



4 予防接種の費用は自己負担とする。

5 スタンダードプリコーションの実施

(健康手帳)

第7条 健康管理のため、健康診断、感染予防対策の結果及び健康状態を記録する健康手帳を作成し、在学中使用しなければならない。

(登校許可)

第8条 学則細則第17条第1項第1号感染症の予防措置により出席の停止を命じられた学生は登校許可証明書がなければ登校できない。

参考 学校において予防すべき感染症

	感 染 症 の 種 類
第1種	ジフテリア ペスト SARS エボラ出血熱 鳥インフルエンザ クリミア・コンゴ出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱 南米出血熱 急性灰白髄炎 痘そう
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん 結核 ウイルス性肝炎 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽喉結膜炎
第3種	コレラ 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜 炎腸管出血性大腸菌感染症 細菌性赤痢 その他の感染症、感染胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）など

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

静岡県中部看護専門学校長

## 出席停止について（通知）

学校保健安全法第19条及び静岡県中部看護専門学校健康管理規程により、出席停止を命じます。

該当	病名等	学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

☆上記のほか、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）も該当としている。  
☆ただし、期間については、医師が感染のおそれなしと認めた場合はこの限りではありません。

### 登 校 許 可 証 明 書

1. 病名

2. 発病年月日

年 月 日

加療の結果、（ 日より）登校に支障ないことを証明します。

年 月 日

医師名

印

# 受 診 証 明 書

組合静岡県中部看護専門学校長 様

学籍番号

氏 名

上記の者は、平成 年 月 日 確かに  
受診したことを証明します。

平成 年 月 日

医師名

印

# 学生懲戒規定

(趣旨)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定にもとづき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者は、次の各号の一に該当する学生（以下「当該学生」という。）とする。

- (1) 成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
- (2) 素行が不良で改心の見込みがないと認められる者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者
- (4) 正当な理由なくして引き続き1か月以上欠席をした者
- (5) 試験等における不正行為を行ったと認められる者
- (6) 次の行為を行ったと認められる者
  - ア 犯罪行為
  - イ 重大な交通法規違反
  - ウ 情報倫理に反する行為
  - エ ハラスメント行為
- (7) その他修学を継続することが不相当と認められる者

2 前項各号に定めるもののほか、必要な事項は学校長が別に定める。

(懲戒の種別)

第3条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分をはく奪するものとする。
- (2) 停学は、1年以内の有期とし、この間の教育課程の履修を停止するものとする。
- (3) 戒告は、当該学生が行った懲戒の対象となる行為の責任を確認し、将来にわたり書面を持って戒めるものとする。

(審査)

第4条 学校長は、当該学生が懲戒の対象となり得る行為があったと認めると

きは、学則第35条に掲げる運営会議を開催し、審査させることができる。

2 運営会議は当該事案について事実の確認を行い、懲戒の必要性の有無を審査する。

(事情の聴取等)

第5条 運営会議は当該学生に対し事情の聴取を行う。

2 運営会議は事情の聴取に際し当該学生に弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由がなくこれに応じない場合はこの権利を放棄したものとみなす。

(審査結果の報告及び処分決定)

第6条 運営会議は審査の結果を学校長に報告する。

2 運営会議の報告に基づき、学校長は懲戒の要否及び種類、内容を決定する。

(懲戒処分書の交付)

第7条 学校長は、当該学生に対し懲戒処分書を交付する。

(懲戒の発効日)

第8条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(不服申立て)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は文書により60日以内に学校長に不服申立てができる。

2 学校長は、前項の不服申立てにより再審査の必要があると認めた場合は、速やかに運営会議に再審査を行わせなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は運営会議の議を経て学校長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

# 地震防災応急計画

本計画は、予想される東海地震に備え、職員と学生が応急時に正しい判断と適切な行動がとれるよう準備を行い、身の安全の確保ができるようにするためのものです。

しかし、在校時、校外実習時、通学時若しくは、在宅時など、どのような場面で地震に遭遇するか、或いは調査情報、注意情報、予知情報（警戒宣言）がどのような状況で発表されるのかも分かりません。更には、その時の天候や時間帯、災害の内容や程度など状況は様々で、この計画で全ての状況に応じて定めるには、おのずと限界があります。

そこで、身の安全の確保は、本計画を踏まえる中で、学生及び職員個々が自分の身は自分で守るという意識をもって日頃から備え行動することが特に重要となります。

最後に、災害発生後学生への教育が滞ることのないように、緊急時の教育施設及び教育内容についての基本的な対策についても一部ふれることとしました。

## ◎事前対策

- ・ 学校は、この地震防災応急計画を、毎年度できるだけ早い時期に学生及び保護者等に周知するものとする。
- ・ 学校、実習施設の避難方法や耐震状況等の説明をするとともに、周辺の地形や海拔など、学生も自ら把握する努力をするものとする。（事前のオリエンテーション等を実施するものとする。）
- ・ 公共交通機関を利用する学生、単身生活者、津波等危険予想地域居住者など帰宅困難者は、あらかじめ避難等ができる知人や親戚等を確保するなど、避難場所や避難方法等について対策を立てておくものとする。
- ・ 帰宅が困難時に備え、シュラフ、非常用飲料食料等を学校に蓄えておくものとする。
- ・ 緊急電話連絡網による伝達の徹底、学生メール配信「まちcomiメール」への登録の徹底を図るものとする。

- ・ 災害発生時等の現況報告を学生に義務付けるものとする。なお、電話回線混雑時は、「災害用伝言ダイヤル 171」を利用し、報告（伝言）するものとする。
- ・ 町内会・市・防災局・警察署等へ事前に学校の避難安全対策を示し、非常時の相互の連携が図れるようにしておくものとする。

◎予想される状況（計画の構成）

状 況	ページ
1 調査情報発表時	86
2 注意情報発表時	87
3 予知情報発表時（警戒宣言発令） a 在校中 b 校外等実習中 c 登下校中 d 在宅時	87～90
4 地震発生時及び災害発生後の対策 a 在校中 b 校外等実習中 c 登下校中 d 在宅時	89～90
5 教育再開に向けての復旧活動	90～92
6 その他災害発生後の臨時避難所としての対応	92

1 調査情報発表時

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
<p>[勤務時間内] 情報の収集にあたる。所在を速やかに把握し、教室等に集合待機させ、情報を伝える。</p> <p>[勤務時間外] 学生の登校が予想される場合、課長は直ちに学校へ出勤。登校が予想されない場合は、志広組本部へ出勤する。それ以外の職員は自宅待機とし、情報の収集を行いながら平常勤務の準備をする。</p>	<p>[在校時・校外等実習中] 調査情報の伝達を受け、指示があるまでは学習又は実習に専念する。（教室等での集合を原則）</p> <p>[在宅時] 普段どおり登校する。</p> <p>[登下校中] そのまま登下校する。</p>	<p>社会状況は平常どおり。</p>

## 2 注意情報の発表時

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部設置準備にかかる。 (2) 注意情報発表時は休講とする。  予知情報発表時に準ずる。	予知情報発表時に準ずる。	(1) 小中学校が休講となるため、一部の職員が帰宅する。 (2) 警戒宣言東海地震を予想し、多少混乱が予想される。

## 3 予知情報発表（警戒宣言発令）時

### a 在校中

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部の設置 (2) 警戒宣言発令時は休講とする。 (3) 学生の避難行動の確認、点呼をし、速やかに下校させる。ただし、やむを得ないと判断できる者を避難所へ移送又は学校にとどめることができる。 (4) 最少人員の職員を残し志広組本部へ出動する。 (5) 初期消火体制の確立 発火・爆発の危険を防止 消火器・消火栓の点検 (6) 外来講師へ休講の連絡をとる。 (7) 非常用品の準備・搬出 ラジオ・トランシーバ・ハンドマイク・救急用品・担架・毛布等 非常搬出書類の点検 (8) 校内救護体制の確立 救護班を編成 救護所の設置（講堂） 市救護所との連携 (9) 学生・職員の避難状況を志広組本部に連絡するとともに、市防災本部からの情報を収集する。	(1) 講堂へ集合する。 (2) 各学年整列し、クラス委員が名簿により点呼確認し、避難行動を報告する。 (3) 職員の指示で非常時の行動基準を確認する。 (4) 学生は、原則下校する。公共交通機関利用者等は、あらかじめ決めておいた場所へ避難する。 (5) やむを得ず本校で避難する場合は、安全な場所（教室等）に移動し待機する。	(1) バス鉄道等は運行中止となる。 (2) 避難路・緊急輸送路は交通規制が行われる。 (3) 通話規制が行われ通話を利用しにくくなる。電話の使用を控える。 (4) コンビニ、スーパー等営業を停止する。 (5) 津波やがけ崩れ等危険地域からの住民避難が開始される。 (6) 近隣住民が学校へ避難してくる。 (7) 学生保護者等の問合せがくる。 (8) 小中学校が休講となるため、一部の職員が帰宅する。 (9) 飲料水を確保する。 (10) 電気・ガスはなるべく使わない。 (11) 状況により、市指定避難場所（小川中学校）へ移動避難する。



b 校外実習中

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
<p>(1) 警戒宣言発令時は休講とする。</p> <p>(2) 学生の避難行動の確認、点呼をし、速やかに帰宅させる。</p> <p>(3) 避難状況を学校へ連絡・報告し、その後の行動について学校から指示をあおぐ。</p>	<p>(1) 実習担当職員及び実習施設の指示に従い、学生は原則下校する。 (実習オリエンテーションで避難路の説明等を受けておく。)</p> <p>(2) 避難完了など現況報告を学校、保護者家族へ報告する。</p>	<p>(1) 在校中に準じる。</p>

c 登下校中（実習施設への往復を含む。）

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
<p>(1) 警戒宣言発令時は休講とする。</p>	<p>(1) 登下校中の避難場所・避難方法について、決めておく。</p> <p>(2) 学生は原則下校する。ただし、帰宅困難な学生は、あらかじめ決めておいた親戚等へ身をよせる。</p> <p>(3) 津波等危険予想地域では直ちに指定避難場所へ避難する。</p> <p>(4) 交通機関利用者は、運転手・駅員等の指示に従う。</p> <p>(5) 避難完了など現況を学校へ連絡する。電話回線が混雑して連絡できない場合は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用し伝言する。</p>	<p>(1) 在校中時に準ずる。</p> <p>(2) 避難路・緊急輸送路は、交通規制が行われる。</p> <p>(3) バス・鉄道は運行中止又は最寄りの駅で停車し、乗客は降ろされる。(JR清水、焼津駅は停車しない)</p>

d 在宅時

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
<p>(1) テレビ・ラジオ・市町村同報無線・サイレン・鐘・広報車等において警戒宣言発令を確認した場合は、職員</p>	<p>(1) 登校せず、自宅待機又は安全な場所へ避難する。</p> <p>(2) 学生への連絡はまち</p>	<p>(1) 市民が学校へ避難してくる。</p> <p>(2) 各地区の自主防災会の活動が始まる。(情</p>

<p>は直ちに志広組本部へ出動し対策本部を設置する。</p> <p>(2) 職員間の連絡はまちcomiメール又は連絡網を使用する。</p>	<p>comiメール又は連絡網を使用する。</p> <p>(3) 避難完了など現況を学校へ連絡する。電話回線が混雑して連絡できない場合は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用し伝言する。</p>	<p>報伝達・避難誘導等)</p>
---	--	-------------------

#### 4 地震発生時及び発生後の行動

基本的に行政の助けは発災後3日間は期待できないことを念頭に自力で生き抜く備えを普段からしておくことが望ましい。

##### a 在校中

学生・職員の行動・対応	予測される社会状況・備考
<p>[第一次避難]</p> <p>(1) 教室内にいる場合は、その場にとどまりあわてて飛び出さない。</p> <p>(2) 初動地震とともに頭部を守るよう身をかがめ、1回目の地震が止むまで動かない。</p> <p>(3) 窓ガラス・書棚・戸棚・ロッカー等倒れやすいものや落下物等の危険のあるところは避ける。</p> <p>(4) 実習室等において電気・ガス等を使用している場合は、ガスの元栓を閉める等火気の始末を確実に行う。</p> <p>(5) 地震の震動がおさまっても、勝手な行動をとらず、職員の指示に従う。</p> <p>(6) 出入口に近い学生は出入口の戸を開け、いつでも避難できるようにしておく。</p> <p>[第二次避難A] (火災の発生、校舎の著しい損傷があった場合で津波が来ないことが確認された場合)</p> <p>避難場所 駐車場</p> <p>(1) 余震に十分注意し危険のないよう消火班の指導のもと消火活動に従事するとともに、情報連絡班は消防機関119番に通報する。</p> <p>(2) 避難の必要を認めた時は、校内放送やメガホン等で避難を指示する。</p> <p>(3) 避難にあたっては、頭部の保護を忘れない。</p> <p>(4) 避難場所に集合後、各学年、整列しクラス委員が名簿を使って点呼確認後報告する。</p> <p>(5) 負傷者がある場合は、救護班を中心に応急処置を行うとともに救急隊との連絡にあたる。</p> <p>[第二次避難B] (津波が来ることが予測される場合)</p> <p>避難場所 3階・屋上、建物の損壊で避難できない場合は状況判断によりできるだけ高所</p> <p>(1) 津波の影響が無くなるまで避難を続ける。</p>	<p>(1) 地震 [震度5強] 非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚にあるものが落ちる。テレビが台から落ちることがある。ドアや戸が変形で開かなくなることもある。 墓石が倒れる。ブロック塀が倒れる。 [震度6～7] 地震による強い揺れのため、立つことも歩くこともできない。 固定していない重い家具が移動し、転倒する。 壁のタイル窓ガラスが破損、落下する。</p> <p>(2) 津波 本震から早ければ約5分以内に最大約5mの津波が海岸部へ押し寄せてくることが予測されている。 (3) 普段から頭部保護の為に座布団使用を推奨する。 (4) 多くの一般市民が大挙して学校へ避難してくる。</p>

<p>(2) 家族の安否確認を行う。(教員は学生の安否確認に努める。)</p> <p>(3) 余震が予想される。</p> <p>(4) テレビ・ラジオ等情報を収集する。</p> <p>(5) 状況を事務局へ報告する。</p>	
--	--

## b 校外実習中

学生・職員の行動・対応
<p>(1) 校外実習中は、実習先の指示に従う。実習先の指示が得られなければ自ら判断し身の安全を確保する。(海に近い実習施設であれば高台等に避難する。)</p> <p>(2) 状況が落ち着いたら学校・家庭と連絡をとり現況を報告する。</p> <p>(3) 実習先を退出する場合には、原則として学生は自宅へ帰宅、職員は事務局に出勤して配備につく。</p> <p>登校可能な学生は、学校の復旧活動や避難所の支援活動に協力する。登校できない学生は、可能な範囲で自主防災活動や地域のボランティア活動等に参加する。</p>

## c 登下校中

学生・職員の行動・対応
<p>(1) 交通機関の指示に従う。交通機関の指示が無い場合や徒歩・自転車・バイクの場合において海の近くに所在する時は即時高台等に避難する。自動車の場合は降車し即時高台等に避難する。(避難の方法はそのときの状況により各自判断する。)</p> <p>(2) 状況が落ち着いたら学校・家庭と連絡をとり現況を報告する。</p> <p>(3) 原則として学生は自宅へ帰宅、職員は出勤し配備につく。</p>

## d 在宅中

学生の行動・対応	職員の行動・対応
<p>自宅待機とする。自宅が津波危険区域内にある場合は即時高台等に避難する。</p> <p>[家庭で事前に決めて確認しておくこと]</p> <p>(1) 避難場所・道順・避難方法</p> <p>(2) 避難の際の非常持ち出し品</p> <p>(3) 避難後、学校へ連絡し状況報告をする。(災害用伝言ダイヤル「171」を活用し連絡。)</p> <p>(4) 発災後、登校可能な学生は学校の復旧活動に協力する。</p> <p>登校できない学生は可能な範囲で自主防災活動や地域のボランティア活動等に参加する。</p>	<p><b>【震度4】課長係長は志広組本部へ出勤。</b></p> <p><b>【震度5弱以上】全員志広組本部へ出勤。</b></p> <p>自宅が津波危険区域内にある場合は即時高台等に避難する。</p> <p>全職員は、自宅及び家族の安全を確保後直ちに出勤し、対策活動にあたる。志広組へ連絡。</p> <p>(1) 対策本部の指示に従い、学生の安否を確認する。(電話確認・災害用伝言ダイヤル)</p> <p>(2) 安全確認後、学校の復旧活動を行う。</p>

## 5 教育再開に向けての復旧活動

地震が発生した翌日からは学校の復旧活動に全力で取り組み、一日も早く教育を再開しなければならない。そのためには、事前に東海地震による学校の被害状

況を想定して、復旧活動が円滑に進むように内容や手順について決めておく。

予想される被害	事前の準備	復旧活動の内容
(1) 防火扉の固定設備の損壊	(1) 重要書類の管理・保管	(1) 学生・職員の被災状況の調査
(2)ロッカーの転倒	(2) ロッカー・書棚等の固定	(2) 臨時避難所としての支援
(3) パソコン・コピー機等事務機器の破損	(3) 事務機器・視聴覚機器の固定	(3) 被災した教科書や副教材の確保
(4) 職員室の書棚・時計等の転倒・落下	(4) 学生の安否確認の手続き	(4) 職員室・教室の復旧
(5) 自動販売機の転倒、清掃器具入れの転倒・散乱	(5) 災害時の教室の確保や講義の持ち方・出欠席の扱い	(5) 書類の確保・確認
(6) 図書室の書籍の散乱	(6) 校内設備担架・救急鞆の準備	(6) 散乱破損書籍の整理
(7) 視聴覚機器の損壊	(7) 衛生薬品の確保	(7) 施設設備関連業者への連絡・復旧
(8) トイレ・水道施設の損壊	(8) 備蓄品の充実	(8) 立入禁止個所の表示・対応
(9) 電気・ガスの損壊	(9) 非常用発電機	(9) ライフライン復旧への情報収集
(10) 自転車置場の破損	(10) ライフライン確保	(10) 被害状況の志広組本部への報告
(11) 実習室等のガラス戸棚の損壊・器具の散乱		(11) 不足物品の購入・手配
(12) 学生・職員の負傷		(12) 学生の心のケア
(13) 教科書や副教材の焼失		

- (1) 学生・職員の安否の確認と被災状況の把握
- (2) 施設の安全確認とその確保
  - ① 学校内の施設の安全点検を行い、使用可能な施設を明確にする。
  - ② 応急危険度判定士の派遣を依頼する。
  - ③ 最低限、事務室と教室を確保する。
  - ④ 校舎の被害が著しい場合は、プレハブの仮設校舎の建築を検討し、志広組本部と連絡をとる。
  - ⑤ トイレやライフラインの復旧状況を把握し、早期に教育再開できるように関係機関に協力を依頼する。
  - ⑥ 実習関係病院等の連絡を密にとる。
- (3) 教育再開の決定・連絡
  - ① 校長は、通学路・施設・学生の状況を総合的に判断し、教育再開の時期を決定する。
  - ② 学生・保護者への連絡は、周知徹底を図る。
- (4) 教育環境の整備
  - ① 通学路の安全確認を行う。
  - ② 教科書・教材等の滅失及び破損状況を把握するとともに、不足教科書

の確保に努める。

- ③ 使用できる教室が少ない場合は、公共施設利用等の分散講義等を計画する。
- ④ 講義・演習・実習スケジュールの調整を図る。
- ⑤ 関係病院における実習が不可能な場合、避難所・救護所における活動を実習単位として読み換え可能か等の特別科目の検討をする。

(5) 心的外傷後のストレス障害に対するケア

- ① 学生に対するメンタルヘルスケア
- ② 職員自身のメンタルヘルスケア

6 その他 災害発生後の臨時避難所としての対応

職員の対処・指導基準	避難者の行動基準	予測される社会状況・備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部を設置する。</li> <li>(2) 情報連絡班は校舎内外の被害状況を確認し本部へ報告する。</li> <li>(3) 臨時避難所として「講堂ラウンジ」を開放する。</li> <li>(4) 状況により地域避難者を指定避難所(小川中学校)に誘導する。 (学生は避難者であると同時に、可能な範囲で災害対策本部の活動に参加する。)</li> <li>(5) 避難者の名簿を作成する。</li> <li>(6) 情報収集・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ・自分の身は自分で守る。 ・最善の行動をする。 ・率先して避難する。</li> <li>(2) 避難者名簿に記入する。</li> <li>(3) 職員の指示をよく聞き勝手な行動をとらない。</li> </ul>	<p>夜間から早朝にかけて災害が発生した場合、直ちに被災者が学校に避難してくる可能性もある。この場合、職員もかけつけ役割分担に従って行動することになるが、職員も被災者になる可能性が大きく、また大津波の危険や途中の道路の途絶等により速やかに出勤できない可能性が高い。</p> <p>学校では災害発生後直ちに臨時避難所として開放できる区分・学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区分・安全面で立入を禁止する区分とを早急に明示する。</p>

## 災害用伝言ダイヤル「171」について

災害時には、現況を本学生は学校へ報告することとなりますが、電話回線が混雑した場合は、災害用伝言ダイヤルを利用し、伝言してください。学校は、この伝言ダイヤルにより学生の安否確認等をします。(平常時にダイヤルしてもつながりません。)

●伝言の録音方法     **171** にダイヤルする。

→ガイダンス→録音の場合   **1**→ガイダンス→自宅の電話番号を  
市外局番からダイヤルする。ガイダンス→録音する。(30秒以内)

●伝言の再生方法     **171** にダイヤルする。

→ガイダンス→再生の場合   **2**→ガイダンス→自宅の電話番号を  
市外局番からダイヤルする。ガイダンス→再生。

**※通話料金がかかります。**




**※携帯電話からでもかけられます。**

## 学生（まちcomi）メール配信について

災害時や実習時の緊急連絡事項を携帯電話へメールで伝えようとするものです。本校学生は、全員登録をしてください。

このメール配信は、ドリームエリア(株)の協力を得て実施するものです。もっとも、学生自身のメールアドレスは、システム上暗号化され、学校においても知る事ができないなど豊富な実績とあわせ、安心なサービスです。

### 登録用メールアドレス&QRコード

H28年度 1年生	nxpp2743@machicomi.jp	
H28年度 2年生	nxpp3886@machicomi.jp	
H28年度 3年生	nxpp7677@machicomi.jp	

※QRコードを利用すると簡単に空メールを送信できます。

└ 携帯電話のカメラ機能から「バーコードリーダー」を起動し、画像を読み取って下さい。

※登録に際し、氏名（漢字、ひらがな）以外の入力項目はありません。

※料金めやす 1通あたり1～3円程度

# 組合立静岡県中部看護専門学校コミュニティ規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、組合立静岡県中部看護専門学校コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(会員)

第2条 このコミュニティは、組合立静岡県中部看護専門学校の全学生（以下「コミュニティ会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 このコミュニティは、学生の自治活動によって責任ある自主精神に基づき、学生生活の発展向上をはかり、個々の人間性を高めるとともに、学年をこえた学生相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第2章 機 関

(機関の種類)

第4条 このコミュニティには、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 委員会
- (4) ファミリー

### <第1節 総 会>

(構成)

第5条 総会は、コミュニティの最高議決機関で、コミュニティ会員で構成する。

(会議の招集)

第6条 総会は年1回会長が招集する。ただし、次の各号に該当するときは、会長は、臨時総会を招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) コミュニティ会員の3分の2以上の署名により、招集の要請があったとき。



(議長の選出)

第7条 総会の議長は、総会において役員以外のものから選出する。

(付議事項)

第8条 総会にかけの事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) その他、コミュニティ運営上必要な事項に関すること。

(議決)

第9条 総会は、コミュニティ会員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

## <第2節 役員会>

(構成)

第10条 役員会は、会長、副会長、書記、会計及び委員で構成する。

(招集)

第11条 役員会は月1回開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時的に役員会を招集することができる。

(議長)

第12条 役員会の議長は会長が勤める。

(付議事項)

第13条 役員会にかけの事項は次のとおりとする。

- (1) 総会にかけの事項に関すること。
- (2) 事業の運営に関すること。
- (3) その他、必要と認めること。

(議決)

第14条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

### ＜第3節 委員会＞

(委員会の種類及び活動)

第15条 委員会の種類及び活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 桂花祭委員会：桂花祭の企画及び実施。
- (2) 歓迎会委員会：新入生歓迎会の企画及び実施。
- (3) 送別会委員会：卒業生送別会の企画及び実施。
- (4) 写真委員会：各企画の記録・写真

(構成)

第16条 委員会は、ファミリーで構成する。

2 前条第1号から第5号までの委員会には、会計係を置くものとする。

(招集)

第17条 委員会は、それぞれの委員が必要に応じて招集する。

(議長)

第18条 委員会の議長は委員の1人が勤める。

(付議事項)

第19条 委員会にかける事項は次のとおりとする。

- (1) 各委員会の活動内容に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

### ＜第4節 ファミリー＞

(ファミリーの活動)

第20条 ファミリーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティ活動への参加。
- (2) 入学時、実習開始時におけるオリエンテーションの補助。
- (3) ボランティア、サークル活動等の自主活動の企画及び実施。

(ファミリーの構成)

第21条 ファミリーは、学校が各学年から数名ずつを指名し組み合わせるものとし、リーダーを置く。

## ＜第5節 弔慰＞

(弔慰金)

第22条 コミュニティ会員または配偶者・一親等以内の親族が死亡した時には、弔慰金として5,000円を支給する。

## 第3章 役 職 員

(役職の定数)

第23条 このコミュニティには次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 書 記 2人
- (4) 会 計 2人
- (5) 委 員 12人

(内訳) 桂花祭委員 4人  
歓迎会委員 3人  
送別会委員 3人  
写真委員 2人

- (6) 監 事 2人

(役員を選出)

第24条 前条第1号から第5号までの役員は、ファミリーリーダーをもってあて、その役職は互選により決定する。

2 前条第6号の役員は、役員会がコミュニティ会員の中から選出する。

(役員職務)

第25条 会長はコミュニティを代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

3 書記は、コミュニティの総務を担当する。

4 会計はコミュニティの会計事務を担当する。

5 委員は委員会を代表し、会務をまとめる。

6 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第26条 役員任期は1年とする。

(顧問)

第27条 このコミュニティに顧問を置くことができる。

2 顧問には組合立静岡県中部看護専門学校の職員があたる。

3 顧問はコミュニティの重要事項の相談に応ずる。

## 第4章 会 計

(予算)

第28条 このコミュニティの収入及び支出は予算に計上しなければならない。

(経費)

第29条 このコミュニティに必要な経費は、会費、寄付金、援助金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第30条 会員は、会費として年額1,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第31条 このコミュニティの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 雑 則

(委任)

第32条 その他この規約施行上必要な事項は、会長が役員会にかけて決定する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成27年4月1日から適用する。